

熊本市公報

第1482号

発行所 熊本中央区手取本町1番1号

熊本市総務局行政管理部総務課

発行日 毎月末日

目次

条 例

○地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（第2号）	2003
○熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（第3号）	2005
○熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（第4号）	2008
○熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例（第5号）	2010
○熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第6号）	2011
○熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例（第7号）	2012
○熊本市长等の給与に関する条例の一部を改正する条例（第8号）	2013
○熊本市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（第9号）	2014
○熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (第10号)	2015
○熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例（第11号）	2016
○熊本市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（第12号）	2017
○熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（第13号）	2018
○熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（第14号）	2021
○熊本市消防事務に関する手数料条例の一部を改正する条例（第15号）	2022
○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整備に関する条例（第16号）	2024
○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う 関係条例の整備に関する条例（第17号）	2025
○熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する等の条例 (第18号)	2029
○熊本市障害者福祉センター希望荘条例の一部を改正する条例（第19号）	2030
○児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（第20号）	2031
○熊本市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例 の一部を改正する条例（第21号）	2032
○熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（第22号）	2033
○熊本市水道条例の一部を改正する条例（第23号）	2034
○熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（第24号）	2035
○熊本市中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を 改正する条例（第25号）	2036
○熊本市新型コロナウイルス感染症農漁業者金融対策基金条例（第26号）	2037
○漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する 条例（第27号）	2039
○熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例（第28号）	2040

○熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（第29号）	2041
○熊本市軌道条例の一部を改正する条例（第30号）	2042
○熊本市介護保険条例の一部を改正する条例（第31号）	2043
○熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例（第32号）	2045
○熊本市税条例の一部を改正する条例（第33号）	2049

規則

○熊本市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則（第17号）	2061
○熊本市職員職名規則の一部を改正する規則（第18号）	2063
○熊本市公営企業主要補助職員の指定に関する規則の一部を改正する規則（第19号）	2064
○地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則（第20号）	2065
○熊本市公共交通協議会規則の一部を改正する規則（第21号）	2066
○市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則（第22号）	2067
○熊本市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第23号）	2071
○熊本市指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則（第24号）	2072
○熊本市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則（第25号）	2073
○熊本市特定教育・保育等の利用者負担額を定める規則の一部を改正する規則（第26号）	2074
○熊本市旅館業法施行条例施行規則及び熊本市公衆浴場基準条例施行規則の一部を改正する規則（第27号）	2075
○熊本市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則（第28号）	2076
○熊本市火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則（第29号）	2077
○熊本市高圧ガス保安法施行細則の一部を改正する規則（第30号）	2078
○熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第31号）	2079
○熊本市美術品等取得基金管理規則の一部を改正する規則（第32号）	2080
○保健衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則（第33号）	2081
○熊本市漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則（第34号）	2082
○熊本市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則（第35号）	2084
○熊本市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則（第36号）	2085
○熊本市重度心身障害者医療費助成規則の一部を改正する規則（第37号）	2086
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第38号）	2089
○熊本市違法駐車等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第39号）	2090
○熊本市障害者福祉センター希望荘条例施行規則の一部を改正する規則（第40号）	2091
○熊本市会計規則の一部を改正する規則（第41号）	2092
○熊本市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則（第42号）	2099
○熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条の規定に基づく市長が給与を定める職員等に関する規則の一部を改正する規則（第43号）	2101
○熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則（第44号）	2102
○熊本市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則（第45号）	2110
○熊本市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（第46号）	2111
○熊本市児童措置費負担金徴収規則の一部を改正する規則（第47号）	2112

○熊本市税条例施行規則の一部を改正する規則（第48号）	2113
○熊本市子育て短期支援事業の実施に関する規則の一部を改正する規則（第49号）	2114
○熊本市養育支援訪問事業の実施に関する規則（第50号）	2116
○熊本市子育て世帯訪問支援事業の実施に関する規則（第51号）	2120
○熊本市児童育成支援拠点事業の実施に関する規則（第52号）	2124
○熊本市介護保険法等の施行に関する規則の一部を改正する規則（第53号）	2126
○熊本市自転車競技場の使用に関する規則（第54号）	2128
○熊本市自転車競走実施規則の一部を改正する規則（第55号）	2131
○熊本市職員安全衛生規則の一部を改正する規則（第56号）	2133
○熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第57号）	2134

訓 令

○熊本市職員表彰に関する訓令の一部を改正する訓令（第1号）	2135
○熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令（第2号）	2137
○熊本市区役所等事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令（第3号）	2141

公 告

○都市計画事業の認可に伴う施行及び関係図書の縦覧に係る公告（第289号）	2142
--------------------------------------	------

告 示

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物が地下にある土地の指定区域の指定に係る告示（第155号）	2144
--	------

条 例

条 例 第 2 号

令和 6 年 3 月 22 日

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「。以下「令」という。」を削る。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(熊本市交通事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 熊本市交通事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(熊本市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 熊本市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(熊本市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第4条 熊本市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和3年条例第3号）

の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(昭和天皇の崩御に伴う熊本市職員の懲戒免除及び債務の免除に関する条例の廃止)

第5条 昭和天皇の崩御に伴う熊本市職員の懲戒免除及び債務の免除に関する条例
(平成元年条例第2号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

条例 第 3 号

令和 6 年 3 月 22 日

熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の退職手当に関する条例（昭和30年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第2項中「第7条第7項」を「同条第7項」に改める。

第10条第3項ただし書中「第1項第2号」を「同号」に、「雇用保険法」を「同法」に改め、同条第4項中「申込」を「申込み」に改め、同条第5項及び第7項中「、第2号」を「、同号」に改め、同条第14項第1号中「第56条の2第1項第1号イ」を「第56条の3第1項第1号イ」に改め、同項第2号中「第56条の2第1項第1号ロ」を「第56条の3第1項第1号ロ」に改める。

附則第3項中「第35条」を「第35条の2」に改める。

附則第8項中「（昭和26年条例第5号）」を削る。

附則中第17項を第19項とし、第16項を第18項とし、第15項を第17項とする。

附則第14項中「第5条の3の表第4条第1項及び第5条第1項の項」を「同条の表第4条第1項及び第5条第1項の項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第13項中「の改定」の次に「（次項において「給料月額7割措置」という。）」を加え、同項を附則第14項とし、同項の次に次の1項を加える。

15 当分の間、給料月額7割措置の適用を受けた者の給料月額が当該給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額された日（以下この項において「7割措置減額日」という。）の前日までに第5条の2第1項の理由により減額されたことがある場合であって、当該減額日の前日におけるその者の給料月額（減額日が2以上ある

場合は、各給料月額のうち最も多いもの。以下この項において「特別特定減額前給料月額」という。) が7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額(以下この項において「7割措置前給料月額」という。)よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特別特定減額前給料月額に係る減額日(当該減額日が2以上ある場合は、そのうち最も遅い日)の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条まで並びに附則第10項から前項まで及び次項から附則第19項までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 7割措置前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者が7割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置前給料月額を基礎として、第3条から第5条まで並びに附則第10項から前項まで及び次項から附則第19項までの規定により計算した場合の退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合

(3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条まで並びに附則第10項から前項まで及び次項から附則第19項までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 第1号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合及び前号に掲げる額の7割措置前給料月額に対する割合を合計した割合

附則中第12項を第13項とする。

附則第11項中「附則第11項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項の前の見出しを削り、同項中「附則第10項」を「附則第11項」に

改め、同項を附則第11項とし、附則第9項の次に次の見出し及び1項を加える。

(令和5年4月1日以後に退職する者に関する経過措置)

10 当分の間、第3条第2項の規定は、11年未満の期間勤続した者であって年齢60年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額については、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

条例 第 4 号

令和 6 年 3 月 22 日

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条の3第1項中「及び次条」を「、次条、第15条及び第15条の3」に改める。

第9条第1項中「日（次項」を「日（同項」に改める。

第10条中「介護時間」の次に「、子育て支援時間」を加える。

第11条第1項第3号中「第3項の」を「同項の」に改める。

第15条の2の次に次の1条を加える。

（子育て支援時間）

第15条の3 子育て支援時間は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が次に掲げる子の養育をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

(1) 満6歳に達する日後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児である子で、満12歳に達する日後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの

2 子育て支援時間の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 第15条第3項の規定は、子育て支援時間について準用する。

第18条（見出しを含む。）中「介護時間」の次に「、子育て支援時間」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

条例 第 5 号

令和 6 年 3 月 22 日

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表1の表中73の項を削り、74の項を73の項とし、75の項から94の項までを1項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

94	熊本市公契約条例（仮称）検討委員会	熊本市公契約条例（仮称）を策定するため、必要な事項を審議する。
95	熊本市困難女性支援基本計画（仮称）策定委員会	熊本市困難女性支援基本計画（仮称）を策定するため、必要な事項を審議する。
96	熊本市環境影響評価技術指針等検討委員会	本市の環境影響評価に関する技術指針等について、必要な事項を審議する。

別表5の表中12の項を削り、13の項を12の項とし、14の項から17の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

条例 第 6 号

令和 6 年 3 月 22 日

熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「308, 600円」を「309, 200円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の熊本市一般職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第14条第1項の規定は、令和5年4月1日（次項において「適用日」という。）から適用する。
- 2 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の熊本市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

条例 第 7 号

令和 6 年 3 月 22 日

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

熊本市職員特殊勤務手当支給条例（昭和28年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項第3号中「各区役所」を「農水局又は各区役所」に、「用水路」を「用排水路」に改め、同表9の項第1号中「若しくは」を「又は」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

条例 第 8 号

令和 6 年 3 月 22 日

熊本市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本市長等の給与に関する条例（昭和31年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1,190,000円」を「1,193,000円」に、
「947,000円」を「949,000円」に、「690,000円」を
「692,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

条例 第 9 号

令和 6 年 3 月 22 日

熊本市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

熊本市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（昭和25年告示第32号）の一部を次のように改正する。

第2条中「820,000円」を「822,000円」に、「746,000円」を「748,000円」に、「676,000円」を「678,000円」に改める。

第5条第2項中「引続き」を「引き続き」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

条例 第 10 号

令和 6 年 3 月 22 日

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表国民健康栄養調査員の項中「9, 210円」を「9, 730円」に改め、同表措置診察指定医の項中「13, 594円」を「13, 631円」に改め、同表精神病院実地指導審査医の項中「24, 251円」を「24, 319円」に改め、同表精神医療審査会委員の項中「10, 500円」を「14, 700円」に改め、同表自立支援医療費（精神通院）及び精神障害者保健福祉手帳判定会委員の項中「12, 594円」を「12, 631円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

条例 第 11 号

令和 6 年 3 月 22 日

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本市企業管理者の給与に関する条例（昭和41年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条中「705,000円」を「707,000円」に、「635,000円」を「637,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

条例 第 12 号

令和 6 年 3 月 22 日

熊本市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市教育長の給与等に関する条例（平成10年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「705,000円」を「707,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

条例 第 13 号

令和 6 年 3 月 22 日

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第7条第1項中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項中「（任命権者を同じくするものに限る。次項において同じ。）」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第7条の2 任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員に対し、当該フルタイム会計年度任用職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による勤勉手当の支給について準用する。

3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合に

において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当の支給を受けるフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

4 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額とする。

5 一般職給与条例第30条の2及び第30条の3の規定は、第1項の規定によるフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

第17条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第17条の2 任期の定めが6箇月以上かつ1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上のパートタイム会計年度任用職員には、勤勉手当を支給する。

2 第7条の2の規定は、前項のパートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について準用する。ただし、日額又は時間額により報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員に係る勤勉手当基礎額の算定については、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従い決定する。

(熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和5年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の130」を「100分の122.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(熊本市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 熊本市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項の会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第8条中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第22条の2の表中

「

第29条第2項	再任用職員	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員
---------	-------	-------------------

」

を

「

第29条第2項	第4条、第9条	第9条
	定年前再任用 短時間勤務職 員	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員

」

に改める。

(熊本市業務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

3 熊本市業務職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成19年条例第11号)

の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第3項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

条例 第 14 号

令和 6 年 3 月 22 日

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(6) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(7) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第3条第1項第3号中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第2項中「当該機関」を「自ら」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「第1項第3号に規定する事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「、利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条中第4項を削り、同条第5項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、同項を同条第5項とする。

附 則

この条例は、公布の日又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

条例 第 15 号

令和 6 年 3 月 22 日

熊本市消防事務に関する手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市消防事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

熊本市消防事務に関する手数料条例（平成12年条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「1, 180, 000円」を「1, 450, 000円」に、「1, 410, 000円」を「1, 720, 000円」に、「1, 590, 000円」を「1, 920, 000円」に、「1, 950, 000円」を「2, 360, 000円」に、「2, 270, 000円」を「2, 740, 000円」に、「4, 550, 000円」を「5, 640, 000円」に、「5, 820, 000円」を「7, 240, 000円」に、「7, 070, 000円」を「8, 790, 000円」に改める。

別表第4の1の項中「処理容積が1, 000万立方メートル以上の設備」の次に「（サに該当するものを除く。イからコまでにおいて同じ。）」を加え、同項中

「

コ 処理容積が100立方メートル以上200立方 メートル未満の設備	7, 400円
」	

を

「

コ 处理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	7,400円
サ アからコまでに掲げる設備であつて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けたもの	6,000円

」

に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

条例 第 16 号

令和 6 年 3 月 22 日

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(熊本市営住宅条例の一部改正)

第1条 熊本市営住宅条例（平成9年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第8号イ中「第10条第1項（」を「第10条第1項又は第10条の2（これらの規定を」に改める。

第9条第2項中「割当」を「割当て」に改める。

第38条第3項中「、第34条第2項」を「、同条第2項」に改める。

第57条第3項中「昭和36年条例第17号。」を削る。

第60条中「（昭和22年法律第67号）」を削る。

(熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第2条 熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例（平成16年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に、「第10条」を「第13条」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

条例 第 17 号

令和 6 年 3 月 22 日

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第85号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「指定短期入所生活介護事業者（ユニット型指定短期入所生活介護事業者を含む。以下同じ。）」を「指定訪問介護事業者」に、「第128条第5項（ユニット型指定短期入所生活介護事業者にあっては、省令第140条の7第7項）」を「第23条第4号」に改め、同条第2項中「指定短期入所生活介護事業者」を「指定訪問介護事業者」に改め、同条第3項中「第13号から第17号までに限る」を「第5号から第7号まで及び第11号を除く」に改める。

第2条 熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「（第5号から第7号まで及び第11号を除く。）」を削る。

(熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第86号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者」に、「第73条第6号」を「第3条の22第9号」に

改め、同条第2項中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」に改め、同条第3項中「（第7号から第10号までに限る。）」を削る。

(熊本市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 熊本市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第90号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「指定介護予防短期入所生活介護事業者（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者を含む。以下同じ。）」を「指定介護予防訪問入浴介護事業者」に、「第136条第2項（省令第159条において準用する場合を含む。）」を「第57条第4号」に改め、同条第2項中「指定介護予防短期入所生活介護事業者」を「指定介護予防訪問入浴介護事業者」に改め、同条第3項中「第7号から第11号までに限る」を「第2号から第5号までを除く」に改める。

第5条 熊本市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「（第2号から第5号までを除く。）」を削る。

(熊本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第6条 熊本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第91号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」に、「第53条第2項」を「第42条第11号」に改め、同条第2項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」に改める。

第8条中「及び第5条」を「、第5条及び前条」に改める。

(熊本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第7条 熊本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成26年条例第56号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第7条」を「第8条」に改める。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(身体的拘束等の実施に係る報告義務等)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、市長の求めに応じ、省令第13条第2号の3に規定する身体的拘束等に係る記録を報告しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の身体的拘束等を行った場合は、当該利用者の家族等への連絡をしなければならない。ただし、当該利用者に係る特定の事象の発生に際して身体的拘束等を行う緊急の必要が生じる蓋然性が高い場合であって、あらかじめ当該利用者の家族等に対してその旨及びその際に行う身体的拘束等の内容を説明し、承諾を得ていたときは、この限りでない。

(熊本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第8条 熊本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成26年条例第57号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第7条」を「第8条」に改める。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(身体的拘束等の実施に係る報告義務等)

第7条 指定介護予防支援事業者は、市長の求めに応じ、省令第30条第2号の3に規定する身体的拘束等に係る記録を報告しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の身体的拘束等を行った場合は、当該利用者の家族等への連絡をしなければならない。ただし、当該利用者に係る特定の事象の発生に際して身体的拘束等を行う緊急の必要が生じる蓋然性が高い場合であって、あらかじめ当該利用者の家族等に対してその旨及びその際に行う身体的拘束等の内容を説明し、承諾を得ていたときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定は、同年6月1日から施行する。

条例 第 18 号

令和 6 年 3 月 22 日

熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する等の条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する等の条例

(熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止)

第1条 熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第89号）は、廃止する。

（熊本市手数料条例の一部改正）

第2条 熊本市手数料条例（昭和25年告示第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第47号を削り、第48号を第47号とし、第49号から第54号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による廃止前の熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「旧条例」という。）第3条の規定により健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成24年厚生労働省令第10号）の施行による廃止前の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第36条第2項（同令第50条において準用する場合を含む。）の規定により整備した記録の保存期間については、旧条例第6条の規定は、なおその効力を有する。

条例 第 19 号

令和 6 年 3 月 22 日

熊本市障害者福祉センター希望荘条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市障害者福祉センター希望荘条例の一部を改正する条例

熊本市障害者福祉センター希望荘条例（平成4年条例第58号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市障がい者福祉センター希望荘条例

第1条中「熊本市障害者福祉センター希望荘」を「熊本市障がい者福祉センター希望荘」に改める。

第9条中「き損し」を「毀損し」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

条例 第 20 号

令和 6 年 3 月 22 日

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(熊本市児童福祉法施行条例の一部改正)

第1条 熊本市児童福祉法施行条例（平成24年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援」を「第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援」に改める。

(熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第93号）の一部を次のように改正する。

第7条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

(熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第105号）の一部を次のように改正する。

第7条中「、福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センター」を「及び児童発達支援センター」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

条例 第 21 号

令和 6 年 3 月 22 日

熊本市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

熊本市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成23年条例第74号）の一部を次のように改正する。

第1条から第3条までの規定中「第38条の2第3項」を「第38条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

条例 第 22 号

令和 6 年 3 月 22 日

熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成20年条例第116号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同項第3号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第19条中「勤務時間及び勤務成績」を「人事評価の結果及び勤務の状況」に改める。

第29条第1項中「、第19条」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

条例 第 23 号

令和 6 年 3 月 22 日

熊本市水道条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市水道条例の一部を改正する条例

熊本市水道条例（昭和33年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項及び第36条の2第2項ただし書中「第16条の2第3項の厚生労働省令」を「第16条の2第3項ただし書の国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

条例 第 24 号

令和 6 年 3 月 22 日

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同項第3号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第13条中「勤務時間及び勤務成績」を「人事評価の結果及び勤務の状況」に改める。

第17条の3第1項中「、第13条」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

条例 第 25 号

令和 6 年 3 月 22 日

熊本市中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

熊本市中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成29年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「第9号」を「第10号」に改め、「第2号」の次に「又は第9号」を加え、同条第9号中「前各号」を「第1号から第8号まで」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号の次に次の1号を加える。

(9) 私的整理に関する指針として市長が認めるものに基づき策定された、事業の再生に関する計画又は新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の実施に関する計画

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例 第 26 号

令和 6 年 3 月 22 日

熊本市新型コロナウイルス感染症農漁業者金融対策基金条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市新型コロナウイルス感染症農漁業者金融対策基金条例

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者及び漁業者の資金繰りの円滑化を図るために実施する利子補給事業及び保証料助成事業に要する経費の財源に充てるため、熊本市新型コロナウイルス感染症農漁業者金融対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、これを基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 基金は、第1条の利子補給事業及び保証料助成事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

条例 第 27 号

令和 6 年 3 月 22 日

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(熊本市漁港管理条例の一部改正)

第1条 熊本市漁港管理条例(平成2年条例第90号)の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第15条及び第17条中「一に」を「いずれかに」に改める。

(熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

第2条 熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成23年条例第86号)の一部を次のように改正する。

第3条第22号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

条例 第 28 号

令和 6 年 3 月 22 日

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例（平成12年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号、別表第1の6の項及び別表第8備考第3項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第10の1の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表3の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

条例 第 29 号

令和 6 年 3 月 22 日

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、同条第3号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第12条中「勤務期間及び勤務成績」を「人事評価の結果及び勤務の状況」に改める。

第16条の2第1項中「、第10条の2及び第12条」を「及び第10条の2」に改め、同条第2項中「第12条」を「第10条の2」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

条例 第 30 号

令和 6 年 3 月 22 日

熊本市軌道条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市軌道条例の一部を改正する条例

熊本市軌道条例（平成13年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第6号ウを削り、同号エ中「他社自動車等」を「他の事業者の電車及び自動車」に改め、「1日旅客運賃」の次に「及び24時間旅客運賃」を加え、「2,000円」を「2,200円」に改め、同号エを同号ウとする。

第8条第1項第2号中「若しくは」を「又は」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

条例 第 31 号

令和 6 年 3 月 22 日

熊本市介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市介護保険条例の一部を改正する条例

熊本市介護保険条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「38, 400円」を「34, 944円」に改め、同条第2号中「48, 000円」を「43, 776円」に改め、同条第3号中「57, 600円」を「49, 920円」に改め、同条第6号中「92, 160円」を「84, 480円」に改め、同号イ並びに同条第7号イ及び第8号イ中「若しくは第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イ」に改め、同条第9号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同号イ中「若しくは第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イ」に改め、同条第10号中「138, 240円」を「145, 920円」に改め、同号ア中「500万円」を「520万円」に改め、同号イ中「若しくは第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イ」に改め、同条第11号中「145, 920円」を「161, 280円」に改め、同号ア中「600万円」を「620万円」に改め、同号イ中「次号イ」の次に「、第13号イ若しくは第14号イ」を加え、同条第12号中「153, 600円」を「176, 640円」に改め、同号ア中「700万円」を「720万円」に改め、同号イ中「部分を除く。」の次に「又は次号イ若しくは第14号イ」を加え、同条第13号中「161, 280円」を「222, 720円」に改め、同号を同条第15号とし、同条第12号の次に次の2号を加える。

(13) 次のいずれかに該当する者 192, 000円

ア 合計所得金額が820万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 207, 360円

ア 合計所得金額が920万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第5条第3項中「若しくは第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イ」に、「から第12号」を「から第14号」に改める。

附則第10条の6の次に次の1条を加える。

(令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率の特例)

第10条の7 第3条第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、21, 888円とする。

2 第3条第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、28, 416円とする。

3 第3条第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、49, 536円とする。

附 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の熊本市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

条例 第 32 号

令和 6 年 3 月 22 日

熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例

熊本市国民健康保険条例（昭和50年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第12条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、「熊本県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに熊本県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第13条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「属する一般被保険者」を「属する被保険者」に改め、「（一般被保険者と

退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削る。

第14条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項第1号中「100分の43.64」を「100分の44.54」に改め、同項第2号中「100分の39.45」を「100分の37.64」に、「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第3号ア中「100分の16.91」を「100分の17.82」に、「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の2から第15条の4の2までを次のように改める。

第15条の2から第15条の4の2まで 削除

第15条の5中「又は第15条の2」及び「(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課額と第15条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第18条及び第20条第1項において同じ。)」を削る。

第15条の5の2(見出しを含む。)中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であって、熊本県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第15条の5の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「属する一般被保険者」を「属する被保険者」に改め、「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削る。

第15条の5の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の5の5の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号中「100分の44.65」を「100分の44.07」に、「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第2号中「100分の38.74」を「100分の38.62」に、「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第3号ア中「100分の16.61」を「100分の17.31」に、「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の5の6から第15条の5の9までを次のように改める。

第15条の5の6から第15条の5の9まで 削除

第15条の5の10中「又は第15条の5の6」及び「(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第18条及び第20条第1項において同じ。)」を削り、「22万円」を「24万円」に改める。

第15条の6第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第15条の9第1項第1号中「100分の46.44」を「100分の45.58」に改め、同項第2号中「100分の53.56」を「100分の54.42」に改める。

第18条第1項中「、第15条の2、第15条の5の3若しくは第15条の5の6」を「若しくは第15条の5の3」に、「に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第20条の3第1項(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第20条の3第4項第1号(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第20条の4第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に改め、同条第2項中「、第15条の2、」を「若しくは」に、「若しくは第15条の5の6の額、」を「の額若しくは」に、「若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「に定める額、第20条の3第1項に定める第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第20条の3第4項第1号に定める額、第20条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号」に改める。

第20条第1項中「又は第15条の2」を削り、同項第2号中「29万円」を「29万5千円」に改め、同項第3号中「53万5千円」を「54万5千円」に改め、

同条第3項中「又は第15条の2」及び「又は第15条の5の6」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項中「又は第15条の2」を削る。

第20条の3第1項中「又は第15条の4」を削り、同条第3項中「又は第15条の4」、「又は第15条の5の8」及び「、「第15条第2項」とあるのは「第15条の5の5第2項」と」を削り、同条第4項第1号中「又は第15条の4」を削り、同条第6項中「又は第15条の4」、「又は第15条の5の8」及び「、「第15条第2項」とあるのは「第15条の5の5第2項」と」を削る。

第20条の4第1項中「又は第15条の2」を削り、同条第3項中「又は第15条の2」及び「又は第15条の5の6」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項及び第5項中「又は第15条の2」を削り、同条第6項中「前項に規定する額」を「前項各号に定めるところにより算定した額」に改め、同条第7項中「又は第15条の2」及び「又は第15条の5の6」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第8項中「又は第15条の2」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

条例 第 33 号

令和 6 年 3 月 31 日

熊本市税条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市税条例の一部を改正する条例

熊本市税条例（昭和25年告示第89号）の一部を次のように改正する。

附則第5条の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第5条の2 所得割の納稅義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第27条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第27条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第28条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第27条の2、第27条の5から第27条の6の2まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第27条の5の2第2項、第32条の6の5第1項及び前条の規定の適用については、第27条の5の2第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第32条の6の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第31条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

（1）特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に

係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第30条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはないものとし、第30条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第30条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、そ

の者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第32条の6第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第32条の6の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第32条の6の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴

収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第32条の6の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際に特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所

得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2

月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第32条の6の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。
- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。
 - (1) 特別税額控除対象納稅義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第32条の6の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
 - (2) 特別税額控除対象納稅義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市

民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第32条の6の5第2項の規定により読み替えられた第32条の6の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第32条の6の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第32条の6の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第27条の2、第27条の5から第27条の6の2まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第27条の6の2第1項」の次に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第27条の6の2第1項中」に、「、「前3条」を「「前3条」に、「とする」を「と、附則第7条の5第1項中「及び附則第9条の2」とあるのは「、附則第8条第2項及び附則第9条の2」と、前条中「及び附則第9条の2」とあるのは「、次条第2項及び附則第9条の2」とする」に改める。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令

和8年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第12条の3中「令和3年法律第7号」を「令和6年法律第 号」に、「附則第14条第1項」を「附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第15条の2第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第16条の3第3項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条の4第3項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5

第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第17条第3項第1号中「「総所得金額、」を「、「総所得金額、」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条の2第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条の4第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条の4の2第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条の4の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条の4の2第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条の4の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条の4の3第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附

則第18条の4の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条の4の3第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条の4の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)」及び「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第19条の2中「附則第14条第1項」を「附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第20条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)」を削る。

附則第20条の4の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「附則第19条第1項、第2項」を「附則第19条第2項」に改める。

附則第21条中「第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」を「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第5条の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の熊本市税条例（以下「新条例」という。）の規定中
固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、
令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市
計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例
による。

規則

規則第17号

令和6年3月19日

熊本市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市学校給食費条例施行規則（令和元年規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「及び児童と同様の学校給食の提供を受ける教職員等」を削り、同項第2号中「及び生徒と同様の学校給食の提供を受ける教職員等」を削り、同号の次に次の2号を加える。

(3) 児童と同様の学校給食の提供を受ける教職員等 278円

(4) 生徒と同様の学校給食の提供を受ける教職員等 338円

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第9条関係）

期	納期限	学校給食の提供を受ける者			
		児童	生徒	児童と同様の学校給食の提供を受ける学校職員	生徒と同様の学校給食の提供を受ける学校職員
第1期	5月末日	4,800円	5,600円	5,400円	6,400円
第2期	6月末日				
第3期	7月末日				
第4期	9月末日				

第5期	10月末日				
第6期	11月末日				
第7期	12月末日				
第8期	1月末日				
第9期	2月末日				
第10期	3月末日	年間納付額から、第1期から第9期までにおいて納付すべき金額の合計額を減じて得た額			

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

規則第18号

令和6年3月19日

熊本市職員職名規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市職員職名規則の一部を改正する規則

熊本市職員職名規則（昭和37年規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表中「、ワクチン統括監」を削り、「生活保護主幹」の次に「、政策監」を加える。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

規則第19号

令和6年3月19日

熊本市公営企業主要補助職員の指定に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市公営企業主要補助職員の指定に関する規則の一部を改正する規則

熊本市公営企業主要補助職員の指定に関する規則（昭和27年規則第27号）の一部を次のように改正する。

第1号工中「及び技術主幹」を「、技術主幹及び政策監」に改め、第2号工中「及び工事検査主幹」を「、工事検査主幹及び政策監」に改め、第3号工中「副センター長」の次に「、所長、事務長、局長補佐」を加え、「、所長、事務長及び局長補佐」を「及び政策監」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

規則 第20号

令和6年3月19日

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則（昭和45年規則第19号）の一部を次のように改正する。

第1号エ中「及び技術主幹」を「、技術主幹及び政策監」に改め、第2号エ中「及び工事検査主幹」を「、工事検査主幹及び政策監」に改め、第3号エ中「副センター長」の次に「、所長、事務長、局長補佐」を加え、「、所長、事務長及び局長補佐」を「及び政策監」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

規則 第21号

令和6年3月19日

熊本市公共交通協議会規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市公共交通協議会規則の一部を改正する規則

熊本市公共交通協議会規則（平成25年規則第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を削り、同条第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とする。

第4条中「2年」を「、2年を超えない範囲内で市長が定める期間」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第22号

令和6年3月21日

市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

市税に関する文書の様式を定める規則（平成6年規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表様式第92号の項中「市県民税（所得・課税）証明書 世帯分」を「市民税・県民税・森林環境税（所得・課税）証明書 世帯分」に改め、同表様式第93号の項中「市県民税（所得・課税）証明書 個人分」を「市民税・県民税・森林環境税（所得・課税）証明書 個人分」に改める。

様式第92号及び様式第93号を次のように改める。

模式第92号

		年度 市民税・県民税・森林環境税(所得・課税) 証明書 世帯分 （ / ）		
申請者	住所			
	氏名			
		※以下 証明内容は賦課期日（ 年 月 日）現在です。		
該当年度の1月1日の住所				
	世帯主			

(プリント文字で記載した証明内容に追加した手書き
は、市長印で特に表示したもののが無効です。

上記のとおり相違ないことを証明します。

印
日 月 年
熊本市民

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

交付番号

※この証明書には黒色の電子印を使用し、「寸かし」等の不正防止処置を施しております。

様式第93号

住所	年度 市民税・県民税・森林環境税(所得・課税)証明書 個人分
氏名	年 月 日生
該当年度の1月1日の住所	

年分	所得金額(円)	所得控除金額(円)	課税標準額(円)
合計	合計	所得控除の内訳	
所得の内訳		差損	
給与所得調整控除後		医療費	
(給与収入)		社会保険料	
(公的年金等収入額)		小規模企業共済等	
		生命保険料	
		地震保険料	
		寡婦・ひとり親	
		勤労学生	

配偶者	一般		年税額	市民税・県民税・森林環境税額(円)	
	老人	特徴者特別控除		市民税額	県民税額
扶養	老人	一般	市民税額	県民税額	森林環境税額
	特定		市民税額	県民税額	森林環境税額
障害者	本人	特障	市民税額	県民税額	森林環境税額
	扶養	特障	市民税額	県民税額	森林環境税額
		(別欄特障加算分)			
		基礎			

交付番号

上記のとおり相違ないことを証明します。
年 月 日
熊本市長

備考

*プリント文字で記載した証明内容に追加した手書き
は、市長印で特に表示したもののはかは無効です。
〔備考〕用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

*この証明書には黒色の電子印を使用し、「つかし」等の
不正防止処置を施しております。

附 則

- 1 この規則は、令和6年6月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の様式第92号及び様式第93号は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税、個人の県民税及び森林環境税について用い、令和5年度分までの個人の市民税及び個人の県民税については、なお従前の例による。

規則第23号

令和6年3月21日

熊本市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市職員の退職手当に関する条例施行規則（平成20年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「附則第6項」を「附則第2項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第11項第2号」を「附則第7項第2号」に改める。

附則中第5項を削り、第6項を第5項とする。

別表アの表第4号区分の項第4号を次のように改める。

(4) 平成29年4月以後の教育職給与条例の教育職員給料表(1)の適用を受けていた者で次に掲げるもの

ア その属する職務の級が4級であった者（第2号区分の項第4号に掲げる者及び第3号区分の項第4号に掲げる者を除く。）

イ その属する職務の級が3級であった者のうち市長が定めるもの

別表アの表第5号区分の項第4号中「定めるもの」の次に「（第4号区分の項第4号イに掲げる者を除く。）」を加え、同表第6号区分の項第4号ア中「（）の次に「第4号区分の項第4号イに掲げる者及び」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表アの改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

規則 第24号

令和6年3月22日

熊本市指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

熊本市指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成24年規則第116号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「施行規則」という。」を削る。

第2条の見出しを「（指定等を受けたことの標示）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「第94条第1項」の次に「若しくは法第107条第1項」を加え、同項を同条第1項とし、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、法第94条第2項又は法第107条第2項の規定による変更の許可を受けた者について準用する。

第3条から第9条までを削り、第10条を第3条とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

規則第25号

令和6年3月22日

熊本市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

熊本市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成18年規則第57号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「施行規則」という。」を削る。

第2条の見出しを「（指定を受けたことの標示）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第3条から第6条までを削り、第7条を第3条とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

規則 第26号

令和6年3月22日

熊本市特定教育・保育等の利用者負担額を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市特定教育・保育等の利用者負担額を定める規則の一部を改正する規則

熊本市特定教育・保育等の利用者負担額を定める規則（平成27年規則第50号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第4条第1項」を「第4条」に改める。

第6条中「第5条及び別表第1」を「前条及び同表」に改める。

第10条第1項中「第56条第6項から第8項」を「第56条第5項から第7項」に、「附則第6条第7項」を「附則第6条第6項」に改める。

別表第1備考第1項第1号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

規則 第27号

令和6年3月26日

熊本市旅館業法施行条例施行規則及び熊本市公衆浴場基準条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市旅館業法施行条例施行規則及び熊本市公衆浴場基準条例施行規則の一部を改正する規則

(熊本市旅館業法施行条例施行規則の一部改正)

第1条 熊本市旅館業法施行条例施行規則（平成24年規則第87号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「条例第6条第4号コ」を「同号コ」に改める。

第5条中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

(熊本市公衆浴場基準条例施行規則の一部改正)

第2条 熊本市公衆浴場基準条例施行規則（平成24年規則第89号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「条例第4条第2項第15号」を「同項第15号」に改める。

第5条中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

規則 第28号

令和6年3月27日

熊本市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則

熊本市消防局の組織に関する規則（昭和39年規則第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「及び」を「、政策監、」に、「並びに」を「及び」に改める。

第5条第3項中「主幹」の次に「、政策監」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

規則 第29号

令和6年3月27日

熊本市火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則

熊本市火薬類取締法施行細則（平成16年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項に後段として次のように加える。

次項の規定による安全な場所の指示を受けた者が、貯蔵する火薬類の種類若しくは最大貯蔵量又は省令第16条に規定する火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

第8条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に、「火薬庫外火薬類貯蔵場所指示申請書記載事項変更届」を「火薬庫外火薬類貯蔵場所指示申請者氏名等変更届」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「火薬庫外火薬類貯蔵所」を「火薬庫外火薬類貯蔵場所」に改め、同項を同条第4項とする。

第42条を削り、第43条を第42条とし、第44条を第43条とし、第45条を第44条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則 第30号

令和6年3月27日

熊本市高圧ガス保安法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市高圧ガス保安法施行細則の一部を改正する規則

熊本市高圧ガス保安法施行細則（平成30年規則第43号）の一部を次のように改正する。

第44条を削り、第45条を第44条とし、第46条を第45条とし、第47条を第46条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則 第31号

令和6年3月27日

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年規則第94号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第3条第5項」を「第3条第4項」に改める。

附 則

この規則は、熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（令和6年条例第14号）の施行の日から施行する。

規則第32号

令和6年3月27日

熊本市美術品等取得基金管理規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市美術品等取得基金管理規則の一部を改正する規則

熊本市美術品等取得基金管理規則（平成13年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条中「（様式第1号）」を削る。

第7条第1項中「（様式第2号）」を削る。

第8条中「（様式第3号）」及び「（様式第4号）」を削る。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（書類の様式等）

第10条 この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

様式第1号から様式第4号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第33号

令和6年3月27日

保健衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

保健衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則

保健衛生事務に関する権限委任規則（平成11年規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号ト中「第38条第2項、第8項及び第9項」を「第38条第2項、第10項及び第11項」に改め、同号ナ中「第38条第7項」を「第38条第9項」に改め、同条第30号カ中「第38条第2項」を「第53条第2項」に改め、同号キ中「第38条第5項」を「第53条第5項」に改め、同条第31号中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に、「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条第30号の改正規定は、公布の日から施行する。

規則 第34号

令和6年3月27日

熊本市漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市漁港漁場整備法施行細則の一部を改正する規則

熊本市漁港漁場整備法施行細則（平成14年規則第31号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第2条第1項第1号中「（様式第1号）」を削り、同項第2号中「（様式第2号）」を削り、同項第3号中「（様式第3号）」を削り、同項第4号中「（様式第4号）」を削り、同項第5号中「（様式第5号）」を削り、同条第3項中「もって法第39条第1項」を「もって同条第1項」に改める。

第3条第1項中「法第39条第4項」を「同条第4項」に改め、「（様式第6号）」を削る。

第4条中「（様式第7号）」を削る。

第6条第1号中「（様式第8号）」を削り、同条第2号中「（様式第9号）」を削り、同条第3号中「（様式第10号）」を削り、同条第4号中「（様式第11号）」を削り、同条第5号中「（様式第12号）」を削り、同条第6号中「（様式第13号）」を削る。

第7条中「様式第14号」を「別記様式」に改める。

第8条を第9条とし、同条の前に次の1条を加える。

（書類の様式等）

第8条 この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長

が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載
その他の方法により公表するものとする。

様式第1号から様式第13号までを削り、様式第14号を別記様式とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

規則 第35号

令和6年3月27日

熊本市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

熊本市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成18年規則第56号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「施行規則」という。」を削る。

第2条の見出しを「（指定を受けたことの標示）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第3条から第5条までを削り、第6条を第3条とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

規則第36号

令和6年3月27日

熊本市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則

熊本市児童相談所長事務委任規則（平成22年規則第63号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ソ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号中ユをヨとし、タからヤまでをチからユまでとし、ソの次に次のように加える。

タ 法第31条の2第1項及び第2項の規定による障害児入所施設等の在所期間の延長等の措置に関すること。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

規則第37号

令和6年3月27日

熊本市重度心身障害者医療費助成規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市重度心身障害者医療費助成規則の一部を改正する規則

熊本市重度心身障害者医療費助成規則（昭和48年規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「附加給付」を「付加給付」に改める。

第3条第1項第1号中「（）の次に「次に掲げる者を除く。」を加え、同号に次のように加える。

ア 身体障害者手帳の交付とともに身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第6条第1項の規定による診査（以下「再認定」という。）を受けるべき旨の通知を受けた者で、再認定を受けるべき日までに再認定を受けず、かつ、これに係る手続を開始していないもの

イ 療育手帳の交付を受けた者で障害の程度の変化を確認するための判定（以下「再判定」という。）を受けるべき年度（以下「再判定年度」という。）の末日までに再判定を受けていないもの

ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で当該手帳に記載された有効期限の到来する日までに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第4項の認定を受けていないもの

第3条の2第1項中「その配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同一の事情にある者を含む。第8条の2第1項第1号において同じ。）若しくは障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主として障害者の生計を維持するもの（以下「扶養義務者等」という。）」を「障害者と同一の世帯に属するものとして住民基本台帳に記録されている次に掲げる者」に、「それら」

を「これら」に改め、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」の次に「(昭和39年法律第134号)」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同一の事情にある者を含む。第8条の2第1項第1号において同じ。)

(2) 障害者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者等」という。)

第6条第1項の表第2条第1項第1号に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者の部20歳以上の項中「身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第6条第1項の規定による診査(以下「再認定」という。)」を「再認定」に改め、同表第2条第1項第2号に規定する療育手帳の交付を受けた者の部20歳以上の項中「障害の程度の変化を確認するための判定(以下「再判定」という。)」を「再判定」に、「再判定を受けるべき年度(以下「再判定年度」という。)」を「再判定年度」に改める。

第8条中「熊本市重度心身障害者医療費受給資格者証」の次に「及び第2条第1項の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳(受給資格者が障害児福祉手当受給相当者である場合にあっては、熊本市重度心身障害者医療費受給資格者証)」を加え、同条第2号中「又は」を「若しくは」に改め、「高額療養費」の次に「又はこれらに係る付加給付」を加える。

第8条の2第1項中「第8号」を「第7号」に、「死亡受給資格者の死亡の時において死亡受給資格者と同一の世帯に属するものとして住民基本台帳に記録されていた」を「第2号に該当しない」に改め、同項第2号中「主として」を削り、「の生計を維持する」を「と同一の世帯に属するものとして住民基本台帳に記録されている」に改める。

第9条中第4項を第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、次に掲げる保険医療機関等が同項の費用を審査支払機関(市長が委託した社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会をいう。以下の項において同じ。)を経由して市長に請求するときは、市長は、当該費用を当該審査支払機関を経由して支払うものとする。

(1) 健康保険法第63条第3項各号に掲げる病院、診療所又は薬局

(2) 健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者

第11条に次のただし書を加える。

ただし、第9条第3項に規定する審査支払機関を経由した請求にあっては、この限りでない。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の熊本市重度心身障害者医療費助成規則の規定は、この規則の施行の日後に生じた医療費に係る助成について適用し、同日前の医療費に係る助成については、なお従前の例による。

規則 第38号

令和6年3月28日

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和44年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第2号中「、同法第66条」を「又は同法第66条」に改め、「又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

規則 第39号

令和6年3月28日

熊本市違法駐車等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市違法駐車等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市違法駐車等の防止に関する条例施行規則（平成4年規則第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「に規定する意見」を「の規定による意見の聴取」に、「聴く」を「行う」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項第5号中「熊本市交通指導員地区協議会連合会」を「熊本市交通指導員区協議会連合会」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条第2項中「関係機関」を「関係行政機関」に改める。

第3条第5号及び第5条第3号中「その他」の次に「市長が」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第40号

令和6年3月28日

熊本市障害者福祉センター希望荘条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市障害者福祉センター希望荘条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市障害者福祉センター希望荘条例施行規則（平成17年規則第101号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市障がい者福祉センター希望荘条例施行規則

第1条中「熊本市障害者福祉センター希望荘条例」を「熊本市障がい者福祉センター希望荘条例」に改める。

第3条第1項中「あたる」を「当たる」に、「熊本市障害者福祉センター希望荘使用許可申請書（様式第1号）」を「熊本市障がい者福祉センター希望荘使用許可申請書」に改め、同条第2項中「熊本市障害者福祉センター希望荘使用許可書（様式第2号）」を「熊本市障がい者福祉センター希望荘使用許可書」に改める。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（書類の様式等）

第6条 この規則の規定により使用する書類（第4条各号に掲げるものを除く。）に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

規則第41号

令和6年3月29日

熊本市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市会計規則の一部を改正する規則

熊本市会計規則（昭和39年規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「する者」の次に「（法第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者を除く。）」を加える。

第13条中「歳入」の次に「（その性質上納入の通知を必要としないものを除く。）」を加える。

第17条の見出し中「指定等」を「指定に関する協議等」に改め、同条第1項中「第231条の2の3」を「第231条の2の3第1項」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第18条を次のように改める。

（公金事務の委託を受ける者の指定に関する協議等）

第18条 法第243条の2第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ会計管理者に協議しなければならない。

2 法第243条の2の2第4項の証明書は、立入検査実施者身分証明書（様式第2号）とする。

第18条の次に次の1条を加える。

（徴収又は収納の事務の委託）

第18条の2 令第173条の2第1項の規定により徴収に関する事務を委託することができる歳入として市長が認めるものは、次に掲げるとおりとする。

(1) 使用料

(2) 手数料

- (3) 貸貸料
- (4) 物品売扱代金
- (5) 寄附金
- (6) 貸付金の元利償還金
- (7) 第1号及び第2号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第3号から前号までに掲げる歳入に係る遅延損害金

2 法第243条の2の5第1項の規定により収納に関する事務を委託することができる歳入等として市長が定めるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前項各号に掲げる歳入
- (2) 地方税（当該地方税に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第14号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。）
- (3) 分担金
- (4) 負担金
- (5) 不動産売扱代金
- (6) 過料
- (7) 第3号、第4号及び第6号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第4号及び第5号に掲げる歳入に係る遅延損害金

3 法第243条の2第1項の規定により私人に公金の徴収又は収納に関する事務を委託しようとするとき（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条の規定による場合を含む。）は、次に掲げる事項を内容とする契約書を取り交わすものとする。

- (1) 委託する歳入又は歳入等の種類及び金額
- (2) 徴収又は収納の対象となる納入義務者
- (3) 委託手数料
- (4) 委託期間
- (5) 収納方法
- (6) 収納金の整理
- (7) 収納金の払込方法及び期限

(8) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項 4 法第243条の2の5第2項に規定する長が定める方法は、口頭、掲示その他の方法による通知とする。

5 令第173条の2第2項の規定により徴収又は収納に関する事務の委託を受けた者がその徴収した歳入又は収納した歳入等を払い込むときは、当該歳入又は歳入等にその内容を示す計算書を添え、歳入金払込書により直ちに指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、会計管理者が特別の事情があると認めて別の方法を定めたときは、当該方法によることができる。

6 法、令及びこの規則に定めるもののほか、指定公金事務取扱者に委託する徴収又は収納に関する事務の取扱いについては、当該委託に係る契約において定めるところによる。

第19条の2第2項第5号中「県民税」を「個人の県民税及び森林環境税」に改める。

第20条第2項中「収納金に」を「ものに」に、「1箇月以内分」を「1か月以内分」に改める。

第25条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第26条第2項中「支出命令者」を「、支出命令者」に改める。

第32条中「取消」を「取消し」に改める。

第33条第1項第8号中「3月分以内の」を削り、同条中第2項及び第3項を次のように改める。

2 令第161条第1項第1号から第16号までに掲げる経費及び前項各号に掲げる経費は、1か月分以内を限度として前渡するものとする。ただし、次の各号に掲げる経費については、それぞれ当該各号に定める期間を限度として前渡するものとする。

(1) 令第161条第1項第13号及び第14号並びに前項第5号及び第8号 3
か月分以内

(2) 令第161条第1項第12号及び前項第16号 1年分以内

3 資金前渡を受けることができる職員は、次に掲げる者とする。ただし、主管課長又は市立学校長若しくは市立幼稚園長が必要と認める場合は、これらの者が指定する職員に資金を前渡できる。

(1) 令第161条第1項第1号及び第2号並びに第1項第3号及び第12号に掲

げる経費 当該職員

(2) 前号に掲げる経費以外の経費 主管課長並びに市立学校長及び市立幼稚園長
第33条に次の1項を加える。

4 資金前渡を受けた職員は、指定金融機関への預金その他の確実な方法により前渡
された資金を保管し、直ちに支払をする場合を除き、現金出納簿を備えて整理しな
ければならない。

第34条第2項中「次に掲げる期間内」を「用務終了後7日以内」に、「剩余金」
を「、剩余金」に改め、同項各号を削る。

第36条第2項中「手続き」を「手続」に改める。

第39条第3項ただし書中「申し出」を「申出」に改める。

第41条第1項中「振替え」を「振替」に改める。

第42条第1項中「令第165条の3」を「法第243条の2第1項」に、「支出
の事務を委託する」を「公金の支出に関する事務を委託しようとする」に、「取りか
わす」を「取り交わす」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 法第243条の2の6第3項の規定により支出に関する事務の委託を受けた者が
その支出の結果を会計管理者に報告するときは、その用務終了後速やかに、領収書
又は支払を証明する書類を添付した精算書及び支払の明細を示す書類を、支出命令
者を経由して、会計管理者に提出するものとする。

第42条に次の1項を加える。

3 法、令及びこの規則に定めるもののほか、指定公金事務取扱者に委託する支出に
関する事務の取扱いについては、当該委託に係る契約において定めるところによる。

第46条の2中「第165条の7」を「第165条の6」に改める。

第50条第2号中「（昭和25年法律第226号）」を削る。

第72条の見出し中「つり銭等資金」を「釣銭等資金」に改め、同条第1項中「つ
り銭」を「釣銭」に改め、同条第2項中「「つり銭等資金」を「「釣銭等資金」に、
「つり銭等資金交付申請書」を「釣銭等資金交付申請書」に改め、同条第3項中「つ
り銭等資金を」を「釣銭等資金を」に、「つり銭等資金返還書」を「釣銭等資金返還
書」に、「つり銭等資金に」を「釣銭等資金に」に改め、同項第2号中「つり銭等資
金」を「釣銭等資金」に改める。

第74条第2項中「引き継ぎ」を「引継ぎ」に、「出納員を経由」を「、出納員を

経由して会計管理者に」に改める。

第83条第1項第3号中「第165条の6」を「第165条の5」に改める。

第88条の見出し中「組替」を「組替え」に改める。

第96条第3項及び第4項を削る。

別表第1(1)市長事務部局（消防局を除く。）の表医療政策課の項を削り、同表中生活衛生課の項の前に次のように加える。

健康危機管理課	課長
感染症予防課	課長
医療対策課	課長

別表第1(1)市長事務部局（消防局を除く。）の表感染症対策課の項を削る。

別表第1(3)教育委員会の表中「指導課」を「学務支援課」に改める。

別表第2収納代理金融機関の項中

「
株式会社 三菱UFJ銀行 本店及び各支店
」

を削る。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第17条関係）

第 号	
立 入 檢 査 実 施 者 身 分 証 明 書	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> 写 真 </div>	
所 属	
氏 名	
上記の者は、地方自治法第231条の2の6第3項の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。	
年 月 日	
熊本市長	印

備考

- 1 裏面に法第231条の2の6の関係条項を記載する。
- 2 この証明書の大きさは、縦4.8センチメートル、横8センチメートルを標準とする。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第18条関係）

第 号
立入検査実施者身分証明書
<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto;">写 真</div>
所 属
氏 名
年 月 日
熊本市長
印

備考

- 1 裏面に法第243条の2の2の関係条項を記載する。
- 2 この証明書の大きさは、縦4.8センチメートル、横8センチメートルを標準とする。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定により私人に歳入の徴収又は収納の事務を委託する場合における当該者との契約書の締結及び収入事務委託証の公布並びに検査については、この規則による改正前の熊本市会計規則第18条及び第96条の規定の例による。

規則第42号

令和6年3月29日

熊本市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市企業立地促進条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市企業立地促進条例施行規則（平成11年規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「前項各号」を「同項各号」に改める。

第22条を第24条とし、第17条から第21条までを2条ずつ繰り下げ、第16条の次に次の2条を加える。

（違約加算金）

第17条 指定事業者は、条例第8条の規定により補助金の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を請求された額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求された額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求された額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の違約加算金を納付しなければならない場合において、指定事業者の納付した金額が返還を請求された補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された補助金の額に充てられたものとする。

（他の補助金等の一時停止）

第18条 市長は、指定事業者が補助金の返還を請求され、当該補助金又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

別表第1本社機能移転支援の項対象施設の欄中第1項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 研修所

別表第2用地取得等補助金の項算定方法の欄中「ものに限る。」の次に「ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第2の規定は、この規則の施行の日以後に操業開始日が到来する指定対象施設について適用する。

規則第43号

令和6年3月29日

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条の規定に基づく市長が給与を定める職員等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条の規定に基づく市長が給与を定める職員等に関する規則の一部を改正する規則

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第19条の規定に基づく市長が給与を定める職員等に関する規則（令和2年規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1熊本競輪場場内取締会計年度任用職員（委員）の項の次に次のように加える。

地域林政アドバイザー（水源かん養林整備業務）

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

規則第44号

令和6年3月29日

熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則

熊本市事務分掌規則（平成8年規則第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「、」を「及び」に改め、「及び都市政策研究所」を削り、同条第5項を削り、同条第6項中「及び」を「、」に改め、「西南部農業振興センター」の次に「及び都市政策研究所」を加え、同項を同条第5項とし、同条中第7項を第6項とし、第8項から第12項までを1項ずつ繰り上げ、同条第13項中「庁舎建設準備室、」を削り、「及び」を「、」に改め、「西環状道路推進室」の次に「及び雨水対策室」を加え、同項を同条第12項とし、同条中第14項を第13項とし、第15項から第17項までを1項ずつ繰り上げる。

別表(1)政策局の表総合政策部の部政策企画課の項事務分掌の欄中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同欄第11号中「昭和31年法律162号」を「昭和31年法律第162号」に改め、同号を同欄第10号とし、同欄中第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、第14号を第13号とし、第15号を削り、第16号を第14号とし、第17号から第19号までを2号ずつ繰り上げ、同部庁舎建設準備室（室）の項を削り、同部の次に次のように加える。

庁舎整備部	庁舎建設課	(1) 庁舎及び関連施設等の建設に関すること。
	庁舎周辺まちづくり課	(1) 庁舎建設地の選定及び調整に関すること。 (2) 庁舎周辺市有地の利活用に関すること。

別表(1)政策局の表旧熊本市民病院解体対策室の部を削る。

別表(2)総務局の表契約監理部の部契約政策課の項事務分掌の欄中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 公契約条例（仮称）検討委員会に関すること。

別表(3)財政局の表税務部の部固定資産税課の項事務分掌の欄中第7号を削り、第8号を第7号とする。

別表(4)文化市民局の表市民生活部の部地域活動推進課の項事務分掌の欄中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) くまもとポイント事業に関すること。

別表(4)文化市民局の表市民生活部の部生活安全課の項事務分掌の欄第9号中「安全安心まちづくり推進協議会」を「犯罪のない安全安心まちづくり推進協議会」に改め、同表人権推進部の部男女共同参画課の項事務分掌の欄に次の1号を加える。

(6) 困難女性支援基本計画（仮称）策定委員会に関すること。

別表(4)文化市民局の表文化創造部の部文化政策課の項事務分掌の欄中第16号を第17号とし、第13号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 文化芸術推進基本計画策定委員会に関すること。

別表(5)健康福祉局の表健康福祉部の部健康づくり推進課の項事務分掌の欄第6号中「連絡調整」を「総合調整」に改め、同表高齢者支援部の部高齢福祉課の項事務分掌の欄第19号中「こと」の次に「（他課の所管に属するものを除く。）」を加え、同欄中第26号を第27号とし、第25号の次に次の1号を加える。

(26) 認知症疾患医療センター運営事業受託事業者選定委員会に関すること。

別表(5)健康福祉局の表高齢者支援部の部介護保険課の項事務分掌の欄第5号を削り、同部介護事業指導課の項事務分掌の欄第5号中「住宅政策課」を「他課」に改め、同表障がい者支援部の部障がい福祉課の項事務分掌の欄第5号中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同欄中第23号を第24号とし、第20号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、同欄第19号中「障害者福祉センター希望荘」を「障がい者福祉センター希望荘」に改め、同号を同欄第20号とし、同欄第18号の次に次の1号を加える。

(19) 障がい者の就労支援に関すること。

別表(5)健康福祉局の表保健衛生部の部中医療政策課の項を削り、生活衛生課の項の前に次のように加える。

健康危機管理課	(1) 部内事務の連絡調整に関すること。 (2) 健康危機管理に係る企画及び総合的調整に関するこ (保健所の所管に属するものを除く。)。 (3) 健康危機管理に係る関係団体との連絡調整に関するこ。 (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法 律(平成10年法律第114号)に関するこ (他課及び保健 所の所管に属するものを除く。)。 (5) 健康危機管理における保健師等の活動に係る総合調整に に関するこ。 (6) 食品衛生検査施設の精度管理に関するこ。 (7) 総合保健福祉センターの管理に関するこ。 (8) 感染症診査協議会に関するこ。 (9) 保健衛生審議会に関するこ。 (10) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議に関するこ と。
感染症予防課	(1) 感染症予防に係る企画及び調整に関するこ。 (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法 律に関するこ (他課及び保健所の所管に属するものを除 く。)。 (3) 予防接種に関するこ。 (4) 予防接種健康被害調査委員会に関するこ。
医療対策課	(1) 医療政策の総合的企画及び調整に関するこ。 (2) 保健医療計画に関するこ。 (3) 医療に係る統計に関するこ (保健所の所管に属するもの を除く。)。 (4) 救急医療及び災害医療に関するこ。 (5) 医事及び薬事の関係法令に規定する業務に関するこ (他

- 課及び保健所の所管に属するものを除く。)。
- (6) 献血の推進及び臓器移植等の普及に関するここと。
- (7) 薬物乱用防止に関するここと。
- (8) 難病に係る総合的企画及び調整に関するここと(他課の所管に属するものを除く。)。
- (9) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)に基づく特定医療費の支給に関するここと。
- (10) その他疾病対策に関するここと(他課の所管に属するものを除く。)。
- (11) 保健及び医療に係る関係団体との連絡調整に関するここと。
- (12) 衛生検査精度管理専門委員会に関するここと。
- (13) 医療安全推進協議会に関するここと。
- (14) 救急災害医療協議会に関するここと。
- (15) 指定難病審査会に関するここと。

別表(5)健康福祉局の表保健衛生部の部中感染症対策課の項及び新型コロナウイルス感染症対策課の項を削る。

別表(6)こども局の表こども育成部の部こども支援課の項事務分掌の欄中第18号を第19号とし、第11号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) こども家庭センターの業務の総括に関するここと(他課の所管に属するものを除く。)。

別表(6)こども局の表こども福祉部の部こども家庭福祉課の項事務分掌の欄中第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

(15) こども家庭センターの業務の総括に関するここと(児童福祉機能に限る。)。

別表(6)こども局の表児童相談所の部事務分掌の欄中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 里親支援センターの設置認可及び指導監督に関するここと。

別表(7)環境局の表環境推進部の部環境政策課の項事務分掌の欄に次の1号を加える。

(20) 環境影響評価技術指針等検討委員会に関すること。

別表(8)経済観光局の表観光交流部の部観光政策課の項事務分掌の欄中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 宿泊税検討委員会に関すること。

別表(8)経済観光局の表スポーツ・イベント部の部競輪事務所の項事務分掌の欄中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 自転車競技場に関すること。

別表(10)都市建設局の表都市政策部の部都市安全課の項事務分掌の欄に次の1号を加える。

(5) 盛土対策検討委員会に関すること。

別表(10)都市建設局の表都市政策部の部建築審査室(室)の項事務分掌の欄第5号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、同表住宅部の部住宅政策課の項事務分掌の欄第3号中「介護事業指導課」を「他課」に改め、同欄第6号を次のように改める。

(6) 災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与及び被災した住宅の応急修理に関すること。

別表(10)都市建設局の表土木部の部河川課の項事務分掌の欄中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 雨水対策室(室)に関すること。

別表(10)都市建設局の表土木部の部河川課の項の次に次のように加える。

雨水対策室 (室)	(1) 公共下水道の雨水事業に係る計画及び実施に関すること。
--------------	--------------------------------

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(熊本市予算決算規則の一部改正)

2 熊本市予算決算規則(昭和39年規則第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「国際課」の次に「、庁舎建設課」を、「介護保険課」の次に「、介護事業指導課」を加え、「医療政策課」を「健康危機管理課、感染症予防課、医

療対策課」に改め、「、感染症対策課」及び「、都市政策研究所副所長」を削り、「指導課長」の次に「、学務支援課長」を加える。

(熊本市物品会計規則の一部改正)

3 熊本市物品会計規則（昭和40年規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、旧熊本市民病院解体対策室」を削る。

別表政策局の部総合政策部の款を次のように改める。

庁舎整備部	庁舎建設課	庁舎周辺まちづくり課
-------	-------	------------

別表健康福祉局の部高齢者支援部の款を削り、同表都市建設局の部土木部の款土木総務課の項中

「

河川課

」

を

「

河川課

雨水対策室

」

に改め、同表教育委員会事務局の部学校教育部の款中「指導課」を「学務支援課」に改める。

(熊本市保健所事務分掌規則の一部改正)

4 熊本市保健所事務分掌規則（平成14年規則第44号）の一部を次のように改正する。

「健康危機管理課

第3条中「医療政策課」を 感染症予防課 に改め、

医療対策課 」

「感染症対策課
を削る。
新型コロナウイルス感染症対策課」

第4条中医療政策課の項を削り、生活衛生課の項の前に次のように加える。

健康危機管理課

(1) 所内事務の連絡調整に関すること。

- (2) 健康危機管理に係る企画及び総合的調整に関すること。
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (4) 各種感染症の調査及び研究に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (5) 臨床検査に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。
- (6) 医薬品その他の衛生資材の出納保管に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

感染症予防課

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関するこ（他課の所管に属するものを除く。）。
- (2) 各種感染症の調査及び研究に関するこ（他課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 臨床検査に関するこ（他課の所管に属するものを除く。）。
- (4) 医薬品その他の衛生資材の出納保管に関するこ（他課の所管に属するものを除く。）。

医療対策課

- (1) 医療に係る統計に関するこ。
- (2) 医療安全支援センターに関するこ（医療安全推進協議会に関するこを除く。）。
- (3) 医事及び薬事の関係法令に規定する業務に関するこ（病院の開設許可に関する事務、医療法人に関する事務、医療監視員証の発行に関する事務等を除く。）。

第4条中感染症対策課の項及び新型コロナウイルス感染症対策課の項を削る。

第6条中「健康福祉局保健衛生部医療政策課」を「健康福祉局保健衛生部健康危機管理課、同部感染症予防課、同部医療対策課」に改め、「、同部感染症対策課、同部新型コロナウイルス感染症対策課」を削る。

（熊本市行政不服審査法に係る事務分掌に関する規則の一部改正）

- 5 熊本市行政不服審査法に係る事務分掌に関する規則（平成28年規則第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1 政策局及び都市政策研究所の項中「秘書課」を「庁舎建設課」に改める。

(熊本市行政不服審査法に係る事務分掌に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

6 前項の規定による改正後の熊本市行政不服審査法に係る事務分掌に関する規則別

表第1の規定は、この規則の施行の日以後に行われた審査請求に係る事務について

適用し、同日前に行われた審査請求に係る事務については、なお従前の例による。

規則第45号

令和6年3月29日

熊本市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則

熊本市区役所等事務分掌規則（平成24年規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表区民部の部総務企画課の項事務分掌の欄中第77号を第78号とし、第27号から第76号までを1号ずつ繰り下げ、第26号の次に次の1号を加える。

(27) 中央区役所指定管理者候補者選定委員会に関すること（中央区役所に限る。）。

別表区民部の部各総合出張所（室）の項事務分掌の欄第49号中「果樹試験場記念館」を「旧果樹試験場記念館」に改め、同表保健福祉部の部福祉課の項事務分掌の欄第10号中「こと」の次に「（他課の所管に属するものを除く。）」を加え、同欄第29号中「相談」を「指定管理者との間における支払、連絡調整等」に改め、「こと」の次に「（他課の所管に属するものを除く。）」を加え、同部保健こども課の項事務分掌の欄第19号中「子ども家庭総合支援拠点」を「こども家庭センター」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

規則第46号

令和6年3月29日

熊本市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

熊本市児童福祉法施行細則（平成22年規則第74号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第6条の2の2第9項」を「第6条の2の2第8項」に改める。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

規則第47号

令和6年3月29日

熊本市児童措置費負担金徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市児童措置費負担金徴収規則の一部を改正する規則

熊本市児童措置費負担金徴収規則（平成22年規則第75号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（同条第6項において準用する場合を含む。次条において同じ。）」を削る。

第2条中「満20歳未満義務教育終了児童等又は満20歳以上義務教育終了児童等」を「児童自立生活援助対象者」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

規則第48号

令和6年3月29日

熊本市税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市税条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市税条例施行規則（昭和43年規則第48号）の一部を次のように改正する。

第3条の2を削り、第3条の3を第3条の2とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

規則第49号

令和6年3月29日

熊本市子育て短期支援事業の実施に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市子育て短期支援事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

熊本市子育て短期支援事業の実施に関する規則（平成30年規則第81号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第164号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2条中「となる者」の次に「（法第21条の18第2項の規定による支援の提供（以下「措置」という。）を受ける者を除く。）」を、「負担額」の次に「（法第56条第2項の規定により本人又はその扶養義務者から徴収する費用の額を除く。）」を加える。

第3条中「者」の次に「（法第21条の18第1項の規定による勧奨を受けた者を含み、措置を受ける者を除く。）」を加える。

第7条を第10条とし、第6条の次に次の3条を加える。

（措置）

第7条 市長は、措置を採ることを決定したときは、当該決定を受けた者（以下「被措置者」という。）に措置決定通知書を交付するものとする。この場合において、当該措置を委託により行うときは、あらかじめ、当該措置を委託する事業所等の長に被措置者決定通知書を送付するものとする。

2 市長は、被措置者に係る措置を解除することを決定したときは、当該被措置者及び当該措置を委託した事業所等の長に措置解除決定通知書を交付するものとする。

（措置に要する費用の徴収）

第8条 措置に要する費用は、徴収しない。

（書類の様式等）

第9条 この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方により公表するものとする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

規則 第50号

令和6年3月29日

熊本市養育支援訪問事業の実施に関する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市養育支援訪問事業の実施に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の地域子ども・子育て支援事業のうち、養育支援訪問事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第5項に規定する養育支援訪問事業をいう。以下「本事業」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(事業の対象等)

第2条 本事業の対象となる者（法第21条の18第2項の規定による支援の提供（以下「措置」という。）を受ける者を除く。）その他の本事業の内容は、市長が別に定める。

(申請)

第3条 本事業を利用しようとする者（法第21条の18第1項の規定による勧奨を受けた者を含み、措置を受ける者を除く。）は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(実施の決定)

第4条 市長は、前条に規定する申請があったときは、審査を行い、適當と認めたときは、当該申請をした者に対して本事業の実施の決定を行うものとする。
2 市長は、前項に規定する実施の決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

(変更の届出)

第5条 前条第1項の規定により本事業の実施の決定を受けた者（以下「対象者」と

いう。)は、第2条の規定により市長が定めた本事業の対象となる者の要件に該当しなくなったときその他市長が別に定める事由に該当したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(決定の取消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本事業の実施の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 対象者が第2条の規定により市長が定めた本事業の対象となる者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 対象者が第4条第2項の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により本事業の実施の決定を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、対象者に事業の提供をすることが著しく不適当であると市長が認めるとき。

(措置)

第7条 市長は、措置を採ることを決定したときは、当該決定を受けた者(以下「被措置者」という。)に措置決定通知書を交付するものとする。この場合において、当該措置を委託により行うときは、あらかじめ、当該措置を委託する事業所等の長に被措置者決定通知書を送付するものとする。

2 市長は、被措置者に係る措置を解除することを決定したときは、当該被措置者及び当該措置を委託した事業所等の長に措置解除決定通知書を交付するものとする。

(措置に要する費用の徴収)

第8条 措置に要する費用は、徴収しない。

(身分証明書の携帯等)

第9条 本事業の実施のため対象者又は被措置者の居宅を訪問する者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 前項に規定する身分を示す証明書は、熊本市養育支援訪問事業実施者身分証明書(別記様式)とする。

(書類の様式等)

第10条 この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式（第9条関係）

熊本市養育支援訪問事業実施者 身分証明書	
写 真	氏名
上記の者は、熊本市養育支援訪問事業の従事者であることを証明する。	
年　月　日	
熊本市長	印

8.5 cm ← → 5.5 cm

規則 第51号

令和6年3月29日

熊本市子育て世帯訪問支援事業の実施に関する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市子育て世帯訪問支援事業の実施に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第6条の3第19項に規定する子育て世帯訪問支援事業（以下「本事業」という。）
を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(事業の対象等)

第2条 本事業の対象となる者（法第21条の18第2項の規定による支援の提供（以下「措置」という。）を受ける者を除く。）、保護者の負担額（法第56条第2項の規定により本人又はその扶養義務者から徴収する費用の額を除く。）及びその算定方法その他の本事業の内容は、市長が別に定める。

(申請)

第3条 本事業を利用しようとする者（法第21条の18第1項の規定による勧奨を受けた者を含み、措置を受ける者を除く。）は、市長が別に定めるところにより、
市長に申請しなければならない。

(実施の決定)

第4条 市長は、前条に規定する申請があったときは、審査を行い、適當と認めたときは、当該申請をした者に対して本事業の実施の決定を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する実施の決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

(変更の届出)

第5条 前条第1項の規定により本事業の実施の決定を受けた者（以下「対象者」という。）は、第2条の規定により市長が定めた本事業の対象となる者の要件に該当

しなくなったときその他市長が別に定める事由に該当したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(決定の取消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本事業の実施の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 対象者が第2条の規定により市長が定めた本事業の対象となる者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 対象者が第4条第2項の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により本事業の実施の決定を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、対象者に事業の提供をすることが著しく不適当であると市長が認めるとき。

(措置)

第7条 市長は、措置を採ることを決定したときは、当該決定を受けた者（以下「被措置者」という。）に措置決定通知書を交付するものとする。この場合において、当該措置を委託により行うときは、あらかじめ、当該措置を委託する事業所等の長に被措置者決定通知書を送付するものとする。

2 市長は、被措置者に係る措置を解除することを決定したときは、当該被措置者及び当該措置を委託した事業所等の長に措置解除決定通知書を交付するものとする。

(措置に要する費用の徴収)

第8条 措置に要する費用は、徴収しない。

(身分証明書の携帯等)

第9条 本事業の実施のため対象者又は被措置者の居宅を訪問する者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

2 前項に規定する身分を示す証明書は、熊本市子育て世帯訪問支援事業実施者身分証明書（別記様式）とする。

(書類の様式等)

第10条 この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲

載その他の方針により公表するものとする。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式（第9条関係）

熊本市子育て世帯訪問支援事業実施者
身分証明書



写

真

氏名

上記の者は、熊本市子育て世帯訪問支援事業（熊本市産前産後ホームヘルプサービス事業を含む。）の従事者であることを証明する。

年 月 日

熊本市長

印

8.5 cm

5.5 cm

規則 第52号

令和6年3月29日

熊本市児童育成支援拠点事業の実施に関する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市児童育成支援拠点事業の実施に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第6条の3第20項に規定する児童育成支援拠点事業（以下「本事業」という。）
を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(事業の対象等)

第2条 本事業の対象となる者（法第21条の18第2項の規定による支援の提供（以下「措置」という。）を受ける者を除く。）その他の本事業の内容は、市長が別に定める。

(申請)

第3条 本事業を利用しようとする者（法第21条の18第1項の規定による勧奨を受けた者を含み、措置を受ける者を除く。）は、市長が別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(実施の決定)

第4条 市長は、前条に規定する申請があったときは、審査を行い、適當と認めたときは、当該申請をした者に対して本事業の実施の決定を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する実施の決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

(変更の届出)

第5条 前条第1項の規定により本事業の実施の決定を受けた者（以下「対象者」という。）は、第2条の規定により市長が定めた本事業の対象となる者の要件に該当しなくなったときその他市長が別に定める事由に該当したときは、速やかに市長に

届け出なければならない。

(決定の取消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、本事業の実施の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 対象者が第2条の規定により市長が定めた本事業の対象となる者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 対象者が第4条第2項の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により本事業の実施の決定を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、対象者に事業の提供をすることが著しく不適当であると市長が認めるとき。

(措置)

第7条 市長は、措置を採ることを決定したときは、当該決定を受けた者（以下「被措置者」という。）に措置決定通知書を交付するものとする。この場合において、当該措置を委託により行うときは、あらかじめ、当該措置を委託する事業所等の長に被措置者決定通知書を送付するものとする。

2 市長は、被措置者に係る措置を解除することを決定したときは、当該被措置者及び当該措置を委託した事業所等の長に措置解除決定通知書を交付するものとする。

(措置に要する費用の徴収)

第8条 措置に要する費用は、徴収しない。

(書類の様式等)

第9条 この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

規則 第53号

令和6年3月29日

熊本市介護保険法等の施行に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市介護保険法等の施行に関する規則の一部を改正する規則

熊本市介護保険法等の施行に関する規則（平成12年規則第40号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号及び第2号中「第13号」を「第15号」に改める。

第13条第1項中「第12号」を「第11号」に改める。

附則第7項第1号中「令和6年2月29日」を「令和7年2月28日」に改め、同号文中「設定された」の次に「帰還困難区域、」を加え、同号キ中「令和5年4月1日」を「令和5年4月2日」に改め、同号に次のように加える。

ク 福島復興再生特別措置法第17条の2第1項の特定避難指示区域（同条第6項の規定により認定された特定復興再生拠点区域であって令和5年4月2日以後令和6年4月1日前に指定が解除されたものの区域に限る。）に該当したため避難を行っている者（以下「令和5年度指定解除旧特定復興再生拠点区域の被災被保険者」という。）のうち合計所得金額が633万円未満のもの附則第7項中第8号を第9号とし、第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 令和5年度指定解除旧特定復興再生拠点区域の被災被保険者のうち合計所得金額が633万円以上のもの 令和6年9月30日

附則第8項第1号中「平成26年まで」を「平成27年」に改める。

附則第10項第1号中「附則第7項第1号」の次に「（イ及びウを除く。）」を加え、「156月」を「168月」に改め、同項第8号中「附則第7項第8号」を「附則第7項第9号」に改め、同号を同項第10号とし、同項第7号中「附則第7項第7

号」を「附則第7項第8号」に改め、同号を同項第9号とし、同項第6号中「附則第7項第6号」を「附則第7項第7号」に改め、同号を同項第8号とし、同項第5号中「附則第7項第5号」を「附則第7項第6号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号中「附則第7項第4号」を「附則第7項第5号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号中「附則第7項第3号」を「附則第7項第4号」に改め、同項を同号第5号とし、同項第2号中「附則第7項第2号」を「附則第7項第3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 附則第7項第1号イ及びウに規定する被災被保険者 東日本大震災の発生した月の翌月から156月
- (3) 附則第7項第2号に規定する被災被保険者 東日本大震災の発生した月の翌月から162月

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第7項、第8項及び第10項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の附則第8項の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 令和5年度分の保険料であって、令和5年度末に第1号被保険者の資格を取得したことにより令和6年4月以降に普通徴収の納期限が到来するものに対する減免については、なお従前の例による。

規則 第54号

令和6年3月29日

熊本市自転車競技場の使用に関する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市自転車競技場の使用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、水前寺運動公園の自転車競技場（以下「自転車競技場」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 熊本市都市公園条例（昭和52年条例第32号。以下「条例」という。）第6条の2の規定により準用する条例第6条第2項の規定による自転車競技場の使用の許可を受けようとする者は、市長が別に定めるところにより熊本市自転車競技場使用許可申請書を提出しなければならない。

(使用許可)

第3条 市長は、前条の申請書を審査し、自転車競技場の使用を許可したときは、熊本市自転車競技場使用許可書を当該申請者に交付するものとする。

(使用許可の取消通知)

第4条 市長は、第2条の許可（以下「使用許可」という。）を受けた者（以下「使用者」という。）が条例第12条の規定に該当すると認める場合において、同条の規定による処分をするときは、熊本市自転車競技場使用許可取消等通知書を使用者に交付する。

(使用中止の届出及び使用許可の変更の申請等)

第5条 使用者は、使用開始前に使用を取りやめたときは熊本市自転車競技場使用中止届を、使用許可に係る事項を変更しようとするときは熊本市自転車競技場使用許可変更申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の中止届は使用開始前に、同項の変更申請書は使用しようとする日の前日ま

でに提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるとときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の変更申請書を審査し、変更を適當と認めるときは、熊本市自転車競技場使用変更許可書を使用者に交付するものとする。

(供用日等)

第6条 自転車競技場の供用日は1月4日から12月28日までとし、供用時間は午前6時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、供用日、供用時間若しくは供用しない日を変更し、又は臨時の供用しない日を定めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、天候その他の理由により自転車競技場のバンク（以下「バンク」という。）における走行の安全を確保することができないときは、当該バンクを使用に供しない。

(使用後の点検)

第7条 使用者は、自転車競技場の使用を終えた時は、バンクその他の使用した施設等につき、競技監督者（自転車競技場における走行の安全の確保等のために市長がその管理及び監督を委託する者をいう。以下同じ。）による点検を受けなければならない。ただし、競技監督者が不在のときは、事後に競技監督者による点検を受けることとする。

(毀損滅失届)

第8条 使用者は、自転車競技場の施設等を毀損し、又は滅失したときは、熊本市自転車競技場毀損（滅失）届を市長に提出しなければならない。

(許可書等の提示)

第9条 使用者は、自転車競技場の職員又は競技監督者から第3条の許可書その他使用許可に関する文書の提示を求められたときは、これに応じなければならない。

(遵守事項)

第10条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 競技監督者の指示に従うこと。
- (2) 専用使用にあっては、入場者の秩序を維持するために必要な整理員を置くとともに、収容人員が使用施設の定員を超えないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

- (4) バンクを走行するときは、自走式の二輪の自転車に乗車し、ヘルメットを着用すること。
- (5) 使用許可を受けない自転車競技場の施設等を使用しないこと。
- (6) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品又は動物類（身体障害者補助犬を除く。）を携帯しないこと。
- (7) 使用開始前に自転車競技場の職員又は競技監督者との打合せを十分に行うこと。

（書類の様式等）

第11条 この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

（雑則）

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

規則 第55号

令和6年3月29日

熊本市自転車競走実施規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市自転車競走実施規則の一部を改正する規則

熊本市自転車競走実施規則（昭和37年規則第34号）の一部を次のように改正する。

第3条中「熊本競輪場」の次に「（市が競輪を行う自転車競技場等をいう。以下「競輪場」という。）」を加える。

第5条中「開催の都度発行する出走表又は場内掲示」を「市のホームページへの掲載及び開催の都度発行する出走表への記載又は場内における掲示」に改める。

第37条第2項中「、前項」を「、同項」に改める。

第42条第3項中「検車委員は、前項」を「検車委員は、同項」に、「はりつけなければ」を「貼り付けなければ」に改める。

第7章の章名及び同章第1節の節名を次のように改める。

第7章 特別観覧席入場料及び入場者並びに本場内取締り

第1節 特別観覧席入場料及び入場者

第63条の見出しを「（特別観覧席入場料）」に改め、同条第1項を次のように改める。

条例第4条第2項の市長が別に定める特別観覧席の入場料は、次の表のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

区分	入場料
本場で開催される競輪を観覧するとき	1人につき 1,000円

本場以外で開催される競輪を観覧するとき	1人につき 500円
ロイヤルシートを利用して観覧するとき	1人につき 3,000円
ロイヤルボックス席を利用して観覧するとき	1席につき 12,000円

備考

1 入場料は、消費税及び地方消費税を含む。

2 一のロイヤルボックス席につき最大5人までの利用を可能とする。

第63条第2項中「納入した入場料」を「納入された特別観覧席入場料」に改める。

第64条から第66条までを次のように改める。

第64条から第66条まで 削除

第70条第1項第3号中「競輪審判員、選手及び自転車登録規則」を「競輪審判員、選手および自転車登録規則」に改め、同条第2項を削る。

第72条を次のように改める。

(市長が定める車券の枚数)

第72条 条例第5条の市長が定める枚数は、10枚とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

規則 第56号

令和6年3月29日

熊本市職員安全衛生規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市職員安全衛生規則の一部を改正する規則

熊本市職員安全衛生規則(昭和49年規則第26号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「文化市民局熊本城総合事務所長」を「文化市民局熊本城総合事務所総務管理課長」に改め、同項第3号中「健康福祉局保健衛生部医療政策課長」を「健康福祉局保健衛生部健康危機管理課長」に改め、同項第4号中「こども局児童相談所長」を「こども局児童相談所副所長」に改め、同項中第25号を第27号とし、第24号を第26号とし、第23号を第25号とし、同号の前に次の1号を加える。

(24) 益城西原消防署 益城西原消防署長

第5条第2項中第22号を第23号とし、第13号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 南区土木センター 南区役所区民部南区土木センター所長

第15条中「すべて」を「全て」に改める。

第20条第2項及び第28条第5項中「聞き」を「聴き」に改める。

別表要軽業者の項中「すべて」を「全て」に、「はかる」を「図る」に、「3ヶ月」を「3か月」に改め、同表要観察者の項中「6カ月」を「6か月」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

規則 第57号

令和6年3月29日

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西一史

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成9年規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表政策参与の項を次のように改める。

市役所改革アドバイザー	日額 30,000円以内
-------------	--------------

別表認知症初期集中支援チーム嘱託医の項、特別児童扶養手当判定嘱託医の項、心の健康相談嘱託医の項、こころの健康センター嘱託医の項及び特別障害者手当等判定嘱託医の項中「23,251円」を「23,319円」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

訓 令

訓令第1号

令和6年3月22日

熊本市職員表彰に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西一史

熊本市職員表彰に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市職員表彰に関する訓令（昭和24年訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（常勤の特別職の職員（市長を除く。）及び熊本市職員定数条例（昭和24年告示第122号）第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）」を削る。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 20年以上又は30年以上勤続した者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）

第3条中「、表彰状を授与するほか」を削り、第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 表彰状の授与

第3条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

第4条を次のように改める。

(永年勤続者の表彰)

第4条 第2条第4号の事由による表彰は、次の区分による。

(1) 20年以上勤続者表彰

(2) 30年以上勤続者表彰

2 勤続年数の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

3 前項の職員としての引き続いた在職期間の計算は、職員となった日の属する月から表彰の日の属する月までの月数による。

4 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて本市以外の団体等の職員となるため退職し、かつ、引き続き本市以外の団体等の職員として在職した後引き続いて再び本市の職員となった者の勤続年数の計算については、先の本市の職員としての在職期間の始期から後の本市の職員としての在職期間の終期までの期間は、第2項の職員としての引き続いた在職期間とみなす。

5 職員となった月（前項の適用を受ける者にあっては、最初に本市の職員となった月）が4月以外の職員に対する第1項の表彰は、第2条第4号の規定にかかわらず、当該職員の勤続年数が20年又は30年に満たない場合であっても、勤続年数が満20年又は満30年に達する年度にすることができる。

第5条及び第6条を削り、第7条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（記録）

第6条 表彰及び表彰の取消しは、これを人事記録簿に記録する。

第8条を削り、第9条を第7条とする。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

訓令第2号

令和6年3月29日

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西一史

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市事務決裁に関する訓令(平成8年訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第7号の2を削り、同条第8号ウを次のように改める。

ウ 部の執行方針、実施計画及び上司の指示事項等の周知徹底を図り、所属職員の支援、指導及び監督を行う。

第6条第8号才中「所管事務事業」を「中長期的な視点で、所管事務事業」に改め、同号に次のように加える。

カ 所属課長が担う人材マネジメントの取組を支援する。

第6条第10号ウを次のように改める。

ウ 課の組織目標に基づき、適切な業務の割当て及び所属職員との対話を通した人材マネジメントを行う。

第6条第10号中才をカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 課の個別計画及び上司の指示事項等の周知徹底を図り、所属職員の支援、指導及び監督を行う。

第6条中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 政策監の基本的職能

ア 直属上司の命を受け、課の主要施策に関する特定の事項の調査、研究及び実施に携わる。

イ 課長の命を受け、所管事務を処理するとともに、課長に協力して所属職員の教育及び指導に当たり、執行能力の養成及び開発に努める。

第9条部長共通専決事項の項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定に関すること。

第9条税務部長専決事項の項第1号中「県民税」の次に「及び森林環境税」を加え、同条保健衛生部長専決事項の項第1号中「及び合併」を「並びに合併及び分割」に改め、同項第10号中「認可」を「許可、認可」に改める。

第10条人事課長専決事項の項に次の1号を加える。

(2) 職員の兼務（併任を含む。）に関すること。

第10条税制課長専決事項の項第1号中「徴収金」の次に「及び森林環境税に係る徴収金」を加え、同条こころの健康センター所長専決事項の項の次に次のように加える。

感染症予防課長専決事項

(1) 予防接種に係る支出に関すること。

第10条医療政策課長専決事項の項第2号中「及び合併」を「並びに合併及び分割」に改め、同項を同条医療対策課長専決事項の項とし、同条感染症対策課長専決事項の項を次のように改める。

食品保健課長専決事項

(1) 食鳥処理法の規定に基づく公示に関すること。

第10条建築指導課長専決事項の項第20号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同条市営住宅課長専決事項の項第2号中「委嘱及び解嘱」を「依頼及び解任」に改める。

第10条の3第11号中「前条課長共通専決事項の項第2号」を「第10条課長共通専決事項の項第2号」に改める。

第15条第2項第2号に次のように加える。

シ 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定に関すること。

第15条第2項第5号中「コ、サ、セ、タ、チ及びヒ」を「サ、シ、ソ、チ、ツ及びフ」に改め、同号中ヘをホとし、フをヘとし、同号ヒ中「ケからサまで、セ、タ及びチ」を「コからシまで、ソ、チ及びツ」に改め、同号中ヒをフとし、ケからハまでをコからヒまでとし、クの次に次のように加える。

ケ 200万円未満の財産の処分に関すること。

第15条第2項第6号中「及び教育センター副所長（」を「、教育センター副所長及び市立高等学校副校長（以下この項及び）に改め、同号コ中「ケに掲げる専決事項」を「コに掲げる事項に属する事務」に改め、同項第7号中「次号に掲げる者」を「副課長」に改め、同項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同項第11号中「オに」を「イに」に、「次号に掲げる者」を「副課長」に改め、同号イ中「就学援助費の支出」を「アに掲げる専決事項に係る支出負担行為の整理及び支出命令」に改め、同号中ウからオまでを削り、同号を同項第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 教育委員会事務局学務支援課長（エに定める事項については、副課長により補助執行の権限が行使されない場合に限る。）

ア 就学援助費の支出に関すること。

イ 奨学金の貸付けの休止、停止及び廃止並びに貸し付けた奨学金の返還の猶予及び免除の決定に関すること。

ウ 奨学金の支給の取消しの決定に関すること。

エ アに掲げる専決事項に係る支出負担行為の整理及び支出命令に関する事項。

第15条第2項第12号を削り、同項第13号中「次号に掲げる者」を「副課長」に改め、同号を同項第12号とし、同項第14号を削り、同項第15号中「次号に掲げる者」を「副課長」に改め、同号を同項第13号とし、同項第16号を削り、同項第17号中「次号に掲げる者」を「副課長」に改め、同号を同項第14号とし、同項中第18号を削り、第19号を第15号とし、第20号から第22号までを4号ずつ繰り上げ、同条第3項中「、第10号、第12号、第14号及び第16号」を「及び第10号から第14号まで」に改める。

附則第1条の2を次のように改める。

(都市政策研究所の特例)

第1条の2 都市政策研究所においては、都市政策研究所長が第10条課長共通専決事項の項に掲げる事項（第9条の規定による同者の専決事項と重複するものを除く。）について専決するものとする。

別表第1中「旧熊本市民病院解体対策室長」を削る。

別表第2中「旧熊本市民病院解体対策室副室長」及び「都市政策研究所副所長」を

削る。

別表第3中

「西環状道路推進室」を
「西環状道路推進室」を
雨水対策室
に改める。
」

別表第4中

「教育センター副所長」を
「教育センター副所長」を
市立高等学校副校長
に改める。
」

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(熊本市公印に関する訓令の一部改正)

- 2 熊本市公印に関する訓令(昭和30年訓令第4号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「「各1（）」を「、「各1（）」に改め、「、「庶務担当課長」とあるのは「庶務担当課長（保健所長の印にあっては、庶務担当課長及び新型コロナウイルス感染症対策課長）」と」を削る。

訓令第3号

令和6年3月29日

熊本市区役所等事務決裁に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大西一史

熊本市区役所等事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市区役所等事務決裁に関する訓令（平成24年訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条部長共通専決事項の項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定に関すること。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

公 告

公告 第289号

令和6年3月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、熊本県知事から熊本都市計画道路事業の事業計画について認可の告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

また、同法第62条第1項の規定による熊本都市計画道路事業の事業計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

熊本市長 大西 一史

1 都市計画事業の種類及び名称

熊本都市計画道路事業	1. 4. 1号	熊本西環状線
熊本都市計画道路事業	1. 4. 2号	池上インター線
熊本都市計画道路事業	3. 2. 4号	近見沖新線
熊本都市計画道路事業	3. 4. 23号	新土河原小島線
熊本都市計画道路事業	7. 7. 25号	熊本西環状線側道1号線
熊本都市計画道路事業	7. 7. 26号	熊本西環状線側道2号線
熊本都市計画道路事業	7. 7. 27号	熊本西環状線側道3号線
熊本都市計画道路事業	7. 7. 28号	熊本西環状線側道4号線
熊本都市計画道路事業	7. 7. 29号	熊本西環状線側道5号線
熊本都市計画道路事業	7. 7. 30号	熊本西環状線側道6号線

2 施行者の名称

熊本市

3 事業地

収用の部分 熊本県熊本市南区砂原町字年ノ神及び字池、八分字町字須崎、今町字野田、字鋤崎及び字池方並びに熊本県熊本市西区城山半田二丁目、上代六丁目、上代七丁目、上代八丁目、上代九丁目、上代十丁目、上高橋一丁目、上高橋二丁目、池上町字前田、字谷口、字煤窪及び字柿木平地内

使用の部分 熊本県熊本市南区砂原町字年ノ神、今町字野田、字鋤崎、字池方及び字上外河原並びに熊本県熊本市西区城山半田二丁目、上代六丁目、上代七丁目、上代八丁目、上代九丁目、上代十丁目、上高橋一丁目、上高橋二丁目及び池上町字前田地内

4 事務所の所在地及び縦覧場所

熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市都市建設局土木部道路計画課

5 事業施行期間及び縦覧期間

事業施行期間

令和6年（2024年）3月22日から令和14年（2032年）3月31日

縦覧期間

令和6年（2024年）3月25日から令和14年（2032年）3月31日

告示

告示第155号

令和6年3月21日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項に規定する指定区域を指定したので、同法第15条の17第2項の規定により、下記のとおり告示する。

区域の範囲を表示した図面は省略し、その図面については熊本市環境局資源循環部事業ごみ対策課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西 一史

記

指定区域

指定番号	所在地	埋立地の区分
産-8	熊本市北区改寄町鳥迫2143-1他68筆	ア
産-9	熊本市北区植木町鎧田1421-1外	ア
産-10	熊本市北区大鳥居町533番地1	ア

【埋立地の区分】

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第9条第5項（法第9条の3第10項及び第15条の2の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する廃止の確認を受けて廃止された一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地（改正政令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第13条の2第1号）

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成9年法律第85号）第2条の規定による改正前の法第9条第3項（同法第9条の3第6項及び第15条の2第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による廃止の届

出があつた一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地（令第13条の2第2号）

ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第95号）第1条の規定による改正前の法第8条第1項又は第15条第1項の規定による届出があつた一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地のうち、廃止の届出制度の施行日（平成4年7月4日）より前に廃止されたもの（改正省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第12条の31第1号）

エ 市町村又は埋立処分を業として行う一般廃棄物処分業者若しくは産業廃棄物処分業者が設置した設置許可又設置届出の対象外の最終処分場（いわゆるミニ処分場及び旧処分場（ただし、自らその事業活動に伴って生じた廃棄物を処分する用に供するものを除くものとし、法の施行前に埋立処分が開始されたものにあたっては、法の施行の際現に埋立処分の用に供されたものに限る。））に係る埋立地のうち、法施行後に廃止されたもの（水面埋立地にあたっては、令第5条第2項又は第7条第14号ハに基づく環境大臣の指定を受けたものに限る。）（規則第12条の31第2号）

オ 法第19条の4の規定に基づく措置命令又は法第19条の7等の規定に基づく行政代執行等に基づき遮水工封じ込め措置又は原位置覆土の措置が講じられた廃棄物の埋立地（規則第12条の32）